

今回からシリーズで相続対策に必須の遺言に関する内容について、解説することとします。第一回目は遺言書を作成することができる人と遺言することができる内容及び遺言の撤回方法についてです。

1. 遺言をすることができる人・その内容

遺言は、民法に定める方式に従わなければならない（民法960条）と規定しています。遺言者は、遺言するときにおいてその能力を有しなければなりません。遺言をする能力とは満15歳以上である者で、自分の行った行為の結果を判断し得る精神能力（意思能力）を有し、自分が一人で契約などの有効な法律行為ができる能力をいいます（民法961条）。

法律上では精神上の障害により事理を弁識する能力を欠いていた者が、その能力を一時的に回復した時には遺言できるとしています（民法962条）ので、このような特別な状況のときに遺言書を作成するときには、医師2人以上の立会いを求めて遺言ができる状態であったことを証明してもらわなければならない（民法973条）。

遺言は、遺言者が意思表示をした時に成立し、遺言者の死亡の時から効力を生じます（民法985条①）。また、相続人等の利害関係者に影響を及ぼす行為であるため、遺言をすることができる行為が法律で定められています。よって、法律で定められた事項以外のことを遺言書に記載しても、その遺言は法律上の効果はありません。法律で定められた事項は、身分に関する遺言事項、相続に関する遺言事項、遺産に関する遺言事項、遺言執行に関する遺言事項の大きく4種類に分けられます。「私の死んだ後もお互いに助け合って家族仲良く暮らすように」といったものは、遺言ではありますが、法的効力を生じることはありません。

	遺言書がない場合	遺言書がある場合
権利義務の承継	一切の権利義務を包括的に相続人が承継	被相続人の遺志が優先され、遺産分割協議を経ることなく、指定された者が指定された財産を取得する
相続財産	共同相続人全員の共有財産	
相続財産の取得者	遺産分割協議によって決める	遺留分の侵害がある場合、遺留分権利者から遺留分侵害額の請求を受けることがある
その他	分割協議が調うまでの間は、①財産自体を処分・換金等できないが、相続分に応じた権利は譲渡できる、②賃料収入などは、相続人が相続分に依りて取得する、ことになる	

2. 遺言の撤回

遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って、その遺言の全部又は一部を撤回することができます（民法1022条）。遺言者は、一度遺言を行ったとしても、その遺言に拘束されることなく、理由を問わずに撤回することができます。

また、前の遺言が後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなす（民法1023条）としています。この規定は、遺言が遺言後の生前処分その他の法律行為と抵触する場合について準用されます。そのため、複数の遺言書が残されていた場合、遺言の内容が抵触しない部分については、ともに有効な遺言とされます。撤回の具合的な方法には、以下のようなものが考えられます。

- ① 前の遺言を撤回する旨の遺言をします。
- ② 前の遺言に抵触する内容の遺言をします。
- ③ 遺言をした後、遺言者が生存中に遺言と抵触する処分行為などをすれば、抵触する部分については、遺言が撤回されたものとみなされます。
- ④ 遺言者が遺贈の目的物を故意に処分すれば、その遺言に関する部分の遺言は撤回されたものとみなされます。
- ⑤ 遺言者が遺言書を故意に破棄したときは、遺言を撤回したものとみなされます。なお、公正証書による遺言書は、原本が公証役場に保管されているため、手元にある公正証書遺言書の謄本や正本を破棄しても遺言を撤回したことにはなりません。そのため、別の遺言書で撤回する旨を明らかにしなければなりません。

なお、撤回される遺言と同じ方式の遺言である必要はないことから、公正証書遺言を自筆証書遺言の方式で撤回することも許されています。そこで、複数の遺言の内容が齟齬し、それに伴って相続人間の争いが生じることもあるため、前の遺言を撤回し、新たに遺言しようとする場合には、新しい遺言書に「遺言者は、本日以前における遺言者の遺言のすべてを撤回し、改めて以下のとおり遺言する。」と書いておくようにします。

（文責：山本和義）